

条 例

議会の議決を経た「千曲市手数料条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年2月26日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第1号

千曲市手数料条例の一部を改正する条例

千曲市手数料条例（平成15年千曲市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表中

15	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本又は抄本交付手数料及び戸籍の全部又は一部事項証明書交付手数料	1通につき450円 ただし、千曲市個人番号カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する多機能端末機を介して交付を受ける場合は1通につき400円
16	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録	除籍の謄本又は抄本交付手数料及び除籍の全部又は一部事項証明書交付手数料	1通につき750円

<p>されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>		
-----------------------------------	--	--

」を

15	<p>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付</p>	<p>戸籍の謄本又は抄本交付手数料及び戸籍の全部又は一部事項証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 450円</p> <p>ただし、千曲市個人番号カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する多機能端末機を介して交付を受ける場合は1通につき 400円</p>
15—2	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号交付手数料</p>	<p>1件につき 400円</p>

	<p>る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
16	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126</p>	<p>除籍の謄本又は抄本交付手数料及び除籍の全部又は一部事項証明書交付手数料</p>	<p>1通につき750円</p>

	条の規定による除籍証明書の交付		
16—2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行	除籍電子証明書提供用識別符号交付手数料	1件につき 700円

を除く。)

」に、

戸籍法第48条第2項の規定による届書の閲覧

戸籍法第48条第2項若しくは第126条の規定による届書その他市長が受理した書類に記載した事項の証明書の交付

戸籍法第48条第2項又は同法第120条の6第1項の規定による届書等の閲覧

戸籍法第48条第2項若しくは第126条の規定による届書その他市長が受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付

」を

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。